

大字報の権利を保障した文革憲法

前田年昭

emaeda1966516@gmail.com

〔中国六〇年代と世界〕研究会会員）

二〇一六年二月一日、専修大学

今から二百数十年前の一七八九年、フランスで、『人および市民の権利宣言』は、「すべての市民は、自由に発言し、記述し、印刷することができる」と宣言した（十一条）。印刷は、人びとが長い歴史のなかで時間をかけてわがものにしてきた本源的権利である。そして、プロレタリア文化大革命が創造した大字報（壁新聞）は、印刷の権利の最高表現であり、文化大革命はメディア革命だったのである。

街がメディアだった

半世紀前、大阪・梅田地下街（通称ウメチカ、一九六三年開業）は、街自体がメディアだった。地下街の柱は新聞で埋め尽くされていた。夕刊紙の競争は激しく、『新大阪』（一九九五年廃刊）や『大阪新聞』（二〇〇二年廃刊）が任侠、とくに山口組関係や芸能ゴシップで競争を繰り広げ、名称は失念したが在日華僑が出していた左派紙が、当時昂揚していた新左翼系の集会やデモをトップで報じたりしていた。『新大阪』『大阪新聞』『大阪日日新聞』『大阪スポーツ』だけではない。柱には同列に、求人や飼いや猫探しなどの手書きのピラも貼り出されていた。梅田地下街は壁新聞の街だった（その後、花と緑の万博（国際花と緑の博覧会、一九九〇年）を機に、この風景は弾圧し消滅させられた）。

小学校高学年の私が大人の世界を知る入口のひとつは駅前旭屋書店だったが、これは親公認のそれ。実はウメチカの壁新聞や、旭屋書店を裏から出ると残っていた『最後のヤミ市』的一画は、刺激に満ちていた。その風景は、中学進学の六六年に開始されたプロレタリア文化大革命のなかで大々的に拡大し、私をワクワクさせた。人びとは手書きの大字報を街に貼りめぐらした。印刷所をおそって小冊子を印刷して配布した。文化大革命は、私にとってはウメチカの全面拡大であり、これが、私の生きる原点ともいふべき革命の原風景だった。

日本の左翼はなぜ自分と違う意見を讀ませないのか

私は小学生のころから新聞が大好きで、中学・高校は新聞部に入っていた。後に、校正や組版など印刷に関連するさまざまな仕事をやるようになったが、印刷を仕事として熱心に研究している人は、政治か宗教にかかわる人たちが少なくなかった。まわりの人たちに自分の考えを伝えたーここに印刷の原点があり、印刷する権限の根拠がある。

しかし、左翼の人たちはなぜか、自分の組織や党派の宣伝物を、よその組織や党派の宣伝物の上に貼ってまわった。自分と考えのあわない映画や本は見るな読むな、であり、上映を阻止せよ、と来る。私はとても嫌な感じだった。

街にステッカーを貼って、貼る自由と権利が圧迫されたとき、いろんな組織や党派のものが並んでいけば、ともに反抗し闘うこともできよう。だが、他組織のものの上に貼ってしまえば、ともに聞えないではないか。かかわっていた組織や党派（複数）に幾度も意見を出したが、無視され続けた。この人たちが政治権力を握った社会を想像して、とても耐えられないなと思った。

印刷の権利を否定する権限は、誰にもない。

文革はメディア革命という造反だった

紅衛兵たちは、既製メディアに対抗して、自分たちのメディアを手書きの大字報に求めた。街のあらゆる壁や建物は政治広報掲示板に変わった。北京女子二中の紅衛兵の提案によってソ連大使館前の道の名称を「揚威路」から「反修路」と改称したことを、日本の商業紙誌は訳の分からぬ愚行扱いしたが、誤っている。名称の変更は、メディアとしての街の章分けの再編成だったのである。紅衛兵たちは、ときに印刷所をおそって、文字どおり印刷の権利を手にしようとした。

文化大革命は抑えつけられてきた者が、自ら自由に発言できる権利を手にした革命だった。老紅衛兵・劉衛東は、文化大革命を振り返って、「造反は時代の最強音だった」として次のように言っている（廖亦武著、竹内実 日本語版監修、劉燕子訳『中国低層訪談録 インタビューとん底の世界』集広舎、二〇〇八年）。

（毛主席は）「司令部を砲撃せよ」で、（工作組は）革命派を包囲攻撃し、異なった意見を抑えつけ、わがもの顔で得意になり、ブルジョア階級の威風を増し、プロレタリア階級の志気を挫こうとしている」など、一つひとつ痛快に語ってくれた。まさに、この発言は、排除され、抑圧され、甚だしくは独裁下に置かれた学生たちの心を完全につかんだのだ。「あの時は、みなチャ

ンスがあれば積年の恨みを晴らそうとしたものだ」

プロレタリア文化大革命は、素人の専門家に対する、劣等生の優等生に対する、臨時工の本工に対する叛乱だった。そしてまた、印刷の技術の歴史および、印刷の権利の歴史にとっては、メディア自体の変革というひとつの画期的な革命だった。

大字報をはる権利を宣言した中国の憲法

中国共産党第九回全国代表大会（九全大会、一九六九年四月）を経て、一九七〇年九月六日、中国共産党第九回中央委員会第二回全体会議は中華人民共和国憲法修正草案を採択し、第十三条で「大いに意見をのべ、大胆に意見を發表し、大いに弁論をし、大きな文字の壁新聞を貼るのは、人民大衆が創造した社会主義革命の新しい形態である」と書いた。そして、一九七五年一月一七日、中華人民共和国第四期全国人民代表大会第一回會議は「中華人民共和国憲法」を採択した。

第十三条 大いに意見をのべ、大胆に意見を發表し、大いに弁論をし、大字報をはることは、人民大衆が創造した社会主義革命の新しい形式である。国家は人民大衆がこの形式を運用することを保障し、集中もあれば民主もあり、規律もあれば自由もあり、意思の統一もあれば、

個人の気持ちのびのびし、生きいきとして活発でもある政治的局面をつくり出して、国家にたいする中国共産党の指導を強固にし、プロレタリア階級独裁を強固にするのに役立つ。

ところが、一九八〇年九月十日、第五期全国人民代表大会第三回会議において第四十五条修正が採択され、「大いに意見をのべ、……」を運用する権利をもつ——の箇所は削除された。並行してストライキ権も削除されていく。なぜか。党が変質し、社会が変色したからである。プロレタリア文化大革命は裏切られ、資本主義が復活したからである。

プロレタリア文化大革命は、ソ連の社会主義を批判し「社会主義とは何か」と問うた中国による回答でもあった。「労働者の国家だからストライキ権はいらぬ」というソ連の社会主義に対して、「労働者の国家だからこそストライキ権は必要」というのが中国の社会主義だった。「全人民の国家だから階級闘争はなくなる」というソ連の社会主義に対して、「資本主義の死にもものぐさの復活に対して階級闘争は激しくなる」というのが中国の社会主義だったのである。

一九七〇年から一九八〇年の十年間、中華人民共和国憲法に記された大字報の権利こそは、人類が印刷の権利を宣言して以来の闘いの歴史上、(今のところ)最高の到達点である。

ソ連も中国も社会主義を裏切ってしまったが、歴史の実験のなかで、社会主義への過渡期には

階級闘争はむしろ激しくなるといふ事実は、革命をやったから初めて得られた教訓だった。

自由とは？ 誰のための自由なのかという問いがカナメである

老紅衛兵・劉衛東は、いまや全否定された文化大革命を賛美してこう言う（前掲書）。

「わしの青春、夢、熱狂とロマンは、みな文革にかかわっている。おまえがどう思おうとも、少なくとも文革初期の一、二年間、人民は十分な自由を、ひいては絶対的な自由を享受したんだ。不自由なのは、走資派で、高級幹部の子弟で、特権階層だった。やつらはふだんは高いところにいる、民間の苦しみなんか知らんぷりをしていた。しかし、今やいかなる政治運動とも異なり、世界が逆転し、やつらにもプロレタリアの鉄拳の味を教えたのだ」

自由か暴力か、とか、民主か独裁か、とか俗耳に入りやすい二分法は虚偽である。素人・劣等生・臨時工の権利と自由は、専門家・優等生・本工を抑えて初めて獲得されたのである。プロレタリア文化大革命の三年間は、暴力の中に自由があり、独裁のなかに自由があるという哲学を事実をもって教えた三年間だったのではないか。

再びみたびあらゆる壁と建物に大字報を！ 街にメディアを！

資料

竹内実編『中華人民共和国憲法集』蒼蒼社

一九九一年六月

民共和国第五期全国人民代表大会第一次會議採択)

⑥ 中華人民共和国憲法（一九八二年一月四日、中華

人民共和国第五期全国人民代表大会第五回會議採

択）

壁新聞 労働、ストライキにかかわる条文抜粋

①（第一章 総綱）

第五條 中華人民共和国の人民は思想、言論、出版、

集会、結社、通信、身体、居住、移転、宗教信仰お

よび示威行進の自由権をもつ。

②（第一章 総綱）

第十六條 労働は中華人民共和国の労働能力をもつ

すべての公民の名誉なことがらである。国家は労働

における公民の積極性と創意性を奨励する。

（第三章 公民の基本的な権利と義務）

① 中国人民政治協商會議共同綱領（一九四九年九月

二十九日、中国人民政治協商會議第一期全体會議採択）

② 中華人民共和国憲法（一九五四年九月二〇日、第一期全国人民代表大会第一次會議採択）

③ 中華人民共和国憲法修正草案（一九七〇年九月六日、中国共産党第九期中央委員会第二回全体會議採択）

④ 中華人民共和国憲法（一九七五年一月一七日、中華人民共和国第四期全国人民代表大会第一次會議採

択）

⑤ 中華人民共和国憲法（一九七八年三月五日、中華人

第八十七条 中華人民共和国の公民は言論・出版・集会・結社・街頭行進・デモの自由をもつ。国家は必要な物質上の便宜をあたえ、公民がこれらの自由を享有するのを保証する。

第八十八条 中華人民共和国の公民は宗教信仰の自由をもつ。

第九十一条 中華人民共和国の公民は労働する権利をもつ。国家は国民経済の計画的発展をつうじ逐次労働就業を増大させ、労働条件と賃金待遇を改善し、公民がこの権利を享有することを保証する。

③ (第一章 総綱)

第九条 国家は「働かざる者は食うべからず」、「能力に応じて働き」「労働にてらして分配する」社会主義原則を実行する。国家は公民の労働による収入、貯蓄、家屋、さまざまな生活手段の所有権を保護する。

第十三条 大いに意見をのべ、大胆に意見を發表

し、大いに弁論をし、大きな文字の壁新聞を貼るのは、人民大衆が創造した社会主義革命の新しい形態である。国家は人民がこの形態を運用して、集中もあれば民主もあり、規律もあれば自由もあり、統一的意思もあれば、個人がのびやかでいきいきであるといった政治的局面をつくりだすことを保障する。これをもつて中国共産党の国家にたいする指導を強固にし、プロレタリア階級独裁を強固にする。

(第三章 公民の基本的な権利と義務)

第二十八条 公民は言論・通信・出版・集会・結社・デモ・ストライキの自由をもつ。宗教を信仰する自由と宗教を信仰せず無神論を宣伝する自由をもつ。

④ (第一章 総綱)

第九条 国家は「働かざるものは食うべからず」「能力に応じて働き、労働に応じて分配する」社会主義の原則を実行する。

国家は公民の労働収入、貯蓄、家屋、さまざまな生

活手段の所有権を保護する。

第十三条 大いに意見をのべ、大胆に意見を發表し、大いに弁論をし、大字報をはることは、人民大衆が創造した社会主義革命の新しい形式である。国家は人民大衆がこの形式を運用することを保障し、集中もあれば民主もあり、規律もあれば自由もあり、意思の統一もあれば、個人の気持ちのびのびし、生きいきとして活発でもある政治的局面をつくり出して、国家にたいする中国共産党の指導を強固にし、プロレタリア階級独裁を強固にするのに役立つ。

(第三章 公民の基本的権利と義務)

第二十八条 公民は言論・通信・出版・集会・結社・行進・デモ・ストライキの自由をもち、宗教を信仰する自由と宗教を信仰せず無神論を宣伝する自由をもつ。

力に依じて働き、労働に応じて分配する」社会主義の原則を実行する。

労働は労働能力のあるすべての公民の光榮ある責務である。国家は社会主義の労働競争を提唱し、プロレタリア階級の政治が統率する前提のもとで、精神的奨励と物質的奨励とを結びつけ、精神的奨励を主とする方針を実行し、公民の労働における社会主義の積極性と創意性を奨励する。

(第三章 公民の基本的権利と義務)

第四十五条 公民は言論・通信・出版・集会・結社・行進・デモ・ストライキの自由をもち、「大いに意見をのべ、大胆に意見を發表し、大いに弁論、大字報をはる」を運用する権利をもつ。

第四十六条 公民は宗教を信仰する自由と宗教を信仰せず無神論を宣伝する自由をもつ。

⑤ (第一章 総綱)

第十条 国家は「働かざるものは食うべからず」「能

※「大いに意見をのべ、……」を運用する権利をもつ。

——一九八〇年九月十日、第五期全国人民代表大会

第三回會議において第四十五條修正が採択され、この箇所を削除。前段は「公民は……ストライキの自由をもつ。」となる。

⑥(第二章 公民の基本的な権利と義務)

第三十五條 中華人民共和國公民は言論、出版、集会、結社、行進、デモの自由をもつ。

第三十六條 中華人民共和國公民は宗教信仰の自由をもつ。

いかなる國家機關、社會團體または個人であれ、公民に宗教を信仰すること、または宗教を信仰しないことを強制してはならず、宗教を信仰する公民、宗教を信仰しない公民を差別してはならない。

國家は正常な宗教活動を保護する。いかなる者であれ、宗教を利用して社會秩序を破壊し、公民の身体の健康に害を与え、あるいは國家の教育制度を妨害する活動をしてはならない。

宗教団体および宗教事務は外國の勢力による支配を

受けない。

第四十二條 中華人民共和國公民は労働の権利と義務をもつ。

國家は各種の方途をつうじて労働就業の環境を整備し、労働保護を強化し、労働環境を改善し、生産を發展する基礎の上に、労働報酬と福祉待遇を向上する。

労働は労働能力をもつすべての公民の光榮ある職責である。国营企業と都市農村の集団經濟組織の労働者は國家の主人公としての態度をもって自己の労働に對処しなければならぬ。國家は社會主義的労働競争を提唱し、労働模範および先進的公務員を褒賞する。國家は公民が勤勞奉仕にたずさわるのを提唱する。

國家は就業前の公民にたいし、必要な労働就業訓練をおこなう。

大字報の権利を保障した文革憲法●二〇一六年一月一日
〇一七年一月一
日第三刷発行●発行者前田年昭●組版
製本組継本舗◎千八一四一〇〇二三福岡市早良区原団地九三一五〇八
maeda1966516@gmail.com